

令和6年9月24日（火）

## 19 目 目

（追加議案上程審議、質疑・討論・採決）

（常任委員会審査結果報告及び決算特別委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）

（常任委員会視察研修結果報告、議員派遣、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里  
書記（主査） 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	議案第51号から議案第55号までの常任委員会審査結果報告について
日程第2	議案第61号から議案第67号までの決算特別委員会審査結果報告について
日程第3	常任委員会視察研修結果報告について

- 日程第4 議員の派遣について
- 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 議案第68号 財産の取得について（学校給食センター空調設備）（追認）
- 追加日程第2 議案第69号 財産の取得について（スチームコンベクションオーブン）（追認）
- 追加日程第3 議案第70号 財産の取得について（学校給食用冷蔵庫・冷凍庫）（追認）
- 追加日程第4 議案第71号 財産の取得について（学校給食用食器）（追認）
- 追加日程第5 議案第72号 財産の取得について（LED防犯灯）（追認）
- 追加日程第6 議案第73号 財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書）（追認）
- 追加日程第7 議案第74号 財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書）（追認）
- 追加日程第8 議案第75号 財産の取得について（中学校教師用教科書・指導書）（追認）
- 追加日程第9 議案第76号 財産の取得について（小学校教師用指導書）（追認）

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員数は14人です。

---

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第1、議案第51号から議案第55号までの常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和6年9月24日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

上三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 田崎幸夫

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

(1) 議案第51号 工事請負契約の締結について（庁舎内部大規模改修工事）

(2) 議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事）

##### 2 審査日

令和6年9月12日

##### 3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和6年9月24日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第53号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 議案第54号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (3) 議案第55号 上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

2 審査日

令和6年9月12日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【稲川 洋君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。4番、総務文教常任委員長、田崎幸夫君。

(4番・総務文教常任委員長 田崎幸夫君 登壇)

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

9月6日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第51号及び議案第52号の2件であります。9月12日の委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

総務課所管の議案第51号では、3年間にわたる工事を年度ごとに分割発注しない理由に関する質問に対し、大規模改修工事は庁舎を使用しながら行っていかなければならず、執務室や重要なシステム機器類のフロア移動が生じるなど、工程管理が難しく工事難易度が非常に高いものとなっている。そのため、一括管理することにより、工事を安全に完了することで町民の皆様に御迷惑をかけないよう、一括して発注することとしたものである。

また、町内事業者の活用に関する質問に対し、総合評価落札方式による条件付一般競争入札で実施し、事業者は単体又は共同企業体（JV）を選択することができた。共同企業体（JV）の条件で町内事業者が代表者となることはできないが、構成員として参加することが可能な町内事業者もあったが、入札参加事業者が構成員について判断したものと考えているとの説明がありました。

委員からは、同じ事業者がORIGAMIプラザの建設から5年間連続で工事を請け負うことになるため、町民や町内事業者から疑念を抱かれることがないようにしていただきたいとの意見がありました。

議案第52号では、上梁橋の架橋時期と補修工事内容に関する質問に対し、昭和46年に架橋し、53年が経過している。橋の拡幅は行わず、防護柵の高さが75センチと低いため、基準の1.1

メートルの高さにし、塗り替えなどを行うとの説明がありました。

また、財源内訳に関する質問に対し、工事費6,468万円のうち、補助は3,557万4,000円、補助率55%で残りは起債と一般財源になるとの説明がありました。

審査の結果、議案第51号、議案第52号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告いたします。

令和6年9月24日、総務文教常任委員長、田崎幸夫。

○議長【稲川 洋君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、志鳥勝則君。

(7番・産業厚生常任委員長 志鳥勝則君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】 それでは、産業厚生常任委員会の審査結果について報告いたします。

9月6日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第53号から議案第55号までの3件であります。9月12日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について報告いたします。

住民課所管の議案第53号では、国民健康保険被保険者証及び資格確認証の発行に関する質問に対し、令和6年12月2日以降は新規で国民健康保険被保険者証を発行されなくなり、マイナンバーカードに被保険者証を紐づけしたものを利用することになる。マイナンバーカードを所有していない方やマイナンバーカードに被保険者証を紐づけしていない方については、被保険者証に代わり資格確認書が発行される。資格確認書は、現在の被保険者証と同様の記載内容であり、紙のカード式のものであるとの説明がありました。

健康福祉課所管の議案第55号では、引用する法律の条項ずれに伴う条例への影響に関する質問に対し、条例改正前の日中一時支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項に規定されていたが、地域生活支援拠点の項目が法第77条第3項、第4項として新たに増え、2項ずれて第5項となったことに伴い、引用している条例を一部改正するものである。条項ずれが生じているのは法第77条第3項以降であることから、条例の第3条第2項第2号に規定されている相談支援事業については、引用している部分が法第77条第1項第3号のため条例への影響はないとの説明がありました。

審査の結果、議案第53号から議案第55号までは全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和6年9月24日、産業厚生常任委員長、志鳥勝則。

○議長【稲川 洋君】 常任委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第51号「工事請負契約の締結について（庁舎内部大規模改修工事）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「工事請負契約の締結について（橋梁補修工事）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第2、議案第61号から議案第67号までの決算特別委員会審査結果報告についてを議題といたします。

決算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和6年9月24日

上三川町議会議長 稲川 洋 様

上三川町議会決算特別委員会  
委員長 田崎幸夫

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。



## 記

### 1 審査事件

- (1) 議案第61号 令和5年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第62号 令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第63号 令和5年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第64号 令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第65号 令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第66号 令和5年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 議案第67号 令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

### 2 審査日

令和6年9月17日（火）、18日（水）

### 3 審査委員

委員長 田崎幸夫  
副委員長 志鳥勝則  
委員 隅内和男  
松本信明  
篠塚啓一  
稲見敏夫  
小川公威 計7人

### 4 審査結果

議案第61号から議案第65号までは、認定する。

議案第66号及び議案第67号は、可決及び認定する。

○議長【稲川 洋君】 これより決算特別委員長の報告を求めます。4番、決算特別委員長、田崎幸夫君。

（4番・決算特別委員長 田崎幸夫君 登壇）

○4番・決算特別委員長【田崎幸夫君】 令和5年度決算に係る決算特別委員会の審査結果について御報告いたします。

去る9月6日の本会議におきまして決算特別委員会が設置され、9月17、18日の2日間、隅内和男委員、松本信明委員、篠塚啓一委員、稲見敏夫委員、小川公威委員、副委員長に志鳥勝則委員と、私、田崎の計7人が出席し審査を行いました。

なお、委員会の結果報告につきましては、お手元の審査結果報告書における各会計の主な質疑の朗読をもって代えさせていただきます。

報告書の2ページをお開きください。

一般会計の歳入決算額は143億4,803万4,575円、歳出決算額は134億7,069万3,573円、形式収支額は8億7,734万1,002円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引い

た実質収支額は7億1,260万7,350円となっております。

各特別会計における歳入歳出差引額は、国民健康保険事業特別会計で1億2,272万8,550円、介護保険事業特別会計で2億5,701万6,709円、後期高齢者医療特別会計で424万3,266円、農業集落排水事業特別会計で420万9,090円となり、各会計とも黒字決算を計上しております。

水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が6,093万4,369円となっております。また、下水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が3,316万2,117円となっております。

次に、審査過程における各会計の主な質疑について御報告いたします。

一般会計の歳入では、住宅使用料の収入未済額に関する質問に対し、町営住宅使用料は現年度分10世帯、過年度分6世帯、駐車場使用料は現年度分9世帯、過年度分6世帯であるとの説明がありました。

一般会計の歳出のうち、総務課では、高齢者運転免許証自主返納事業に関する質問に対し、奨励品はデマンド交通回数券、上三川いきいきプラザ利用券、ペリーカード加盟店共通お買物券でいずれも3,000円分のうち一つを選択していただき69人に交付しているとの説明がありました。また、マイナンバーカードに関する質問に対し、令和6年8月末の交付状況は2万3,892枚、保有率77%で県内5番目である。令和5年度の住民票と印鑑登録証明書のコンビニ交付は、合わせて7,898件、交付率は37.03%であるとの説明がありました。

次に、衛生費では、家庭用低炭素推進設備等設置及び省エネ家電設置に関する質問に対し、実績としては、定置型蓄電池8台、EV自動車13台、エアコン32台、冷蔵庫69台との説明がありました。

次に、農林水産業費では、田んぼダム整備事業に関する質問に対し、繰越明許費となった経緯は、排水柵の納期が遅れたことにより、検査等が令和6年度の実施となったため繰り越しとなった。令和5年度までに82.9ヘクタール整備を進め、整備率79.7%であるとの説明がありました。また、人・農地プラン実現化事業の質問に対し、令和5年度は、地域計画策定に係る目標地図の素案の作成を業務委託により実施した。各地区で計画的に座談会を開催するなど、目標地図の作成を含めた地域計画を令和7年3月までに策定する見込みであるとの説明がありました。

次に、商工費では、各イベントに関する質問に対し、主催者発表の来場者数は、夕顔サマーフェスティバル1万3,000人、町おこし夏祭り2万3,000人、サンフラワー祭り1万1,000人で、各実行委員会と協力体制を取りながら、来場者数を増やしていけるように携わっていきたいとの説明がありました。

また、土木費では、空き家対策に関する質問に対し、令和4年度の調査では、空き家は180件である。空き家解消の取組みとして、町ホームページ等や固定資産税納付書を発送する際に空き家バンクのチラシを入れPRしているとの説明がありました。また、上三川城址公園利活用検討コーディネートに関する質問に対し、ウォークブル区域内の住民・商店主等を対象としたアンケートと、ワークショップを2回開催し、高校生や大学生を含めての街歩きや、城址公園活用の取組みなどについて話し合ったとの説明がありました。

次に、教育費では、水泳授業民間プール活用事業に関する質問に対し、担任の先生等が引率し、民間

プール会社がバスの送迎と授業を行い、29回実施したとの説明がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、国民健康保険加入状況と葬祭費に関する質問に対し、令和5年度の被保険者数は5,746人で、18.6%が加入しており、年々減少している。葬祭費の支給対象者は、国民健康保険の被保険者が亡くなった場合に、葬祭を行った施主の方であるとの説明がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、要介護者に関する質問に対し、要介護1は247人、要介護2は219人、要介護3は213人、要介護4は169人、要介護5は78人である。前年度と比較すると、増加割合は同率で15.6%であるが、28人増加しているとの説明がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計では、加入者数と保険料徴収に関する質問に対し、令和5年度の年間平均被保険者数は3,709人で、保険料は、特別徴収が88.5%、普通徴収が11.5%であるとの説明がありました。

審査の結果、議案第61号から議案第65号までは全員賛成で決算を認定することに、議案第66号及び議案第67号は全員賛成で剰余金の処分を可決及び決算を認定することに決定いたしました。

以上、御報告といたします。

令和6年9月24日、決算特別委員長、田崎幸夫。

○議長【稲川 洋君】 委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑はないものとみなして、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第61号「令和5年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採

決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第66号「令和5年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号「令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、町長からお手元に配付のとおり、9件の追加議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第9として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。議案第68号から議案第76号を日程に追加し、追加日程第1から第9として議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、追加日程第1から追加日程第9までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、追加日程第1から追加日程第9までを先に審議することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 追加日程第1、議案第68号「財産の取得について(学校給食センター空調設備)(追認)」から、追加日程第4、議案第71号「財産の取得について(学校給食用食器)(追認)」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第68号から議案第71号まで、「財産の取得について」を一括して御説明いたします。

これらの案件は、財産の取得に係るものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、この手順を経ずに買入れを行っていたことから、それぞれ追認の議決をいただきたく提案するものでございます。

まず、議案第68号「財産の取得について(学校給食センター空調設備)(追認)」の取得しようとする財産の種別及び数量は、給食センター空調設備一式で、取得価格は8,178万660円、契約の相手方は埼玉県さいたま市のNTTファイナンス株式会社関東支店で、当初契約日が平成29年5月2日、変更契約日が令和元年9月18日の賃貸借契約でございます。

本物件は、賃貸借期間終了後の令和9年9月1日に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決をいただくものでございます。

次に、議案69号「財産の取得について(スチームコンベクションオープン)(追認)」の取得しようとする財産の種別及び数量は、スチームコンベクションオープン4台で、取得価格は1,408万円、契約の相手方は宇都宮市の株式会社フジマック宇都宮営業所で、契約日は令和3年5月24日でございます。

次に、議案第70号「財産の取得について(学校給食用冷蔵庫・冷凍庫)(追認)」の取得しようとする財産の種別及び数量は、学校給食用冷蔵庫5台、冷凍庫1台で、取得価格は314万6,000円、契約の相手方は宇都宮市のホシザキ北関東株式会社宇都宮営業所で、契約日は令和5年4月25日でございます。

本物件は、予定価格が801万9,000円であったため、追認の議決をいただくものでございます。

次に、議案第71号「財産の取得について(学校給食用食器)(追認)」の取得しようとする財産の種別及び数量につきましては、学校給食用食器一式で、取得価格は1,155万円、契約の相手方は宇都宮市の株式会社中西製作所宇都宮営業所で、契約日は令和5年5月1日でございます。

今回の案件は、議決対象の財産と認識していなかったほか、確認を失念していたこと、チェック体制が機能していなかったことが原因で起きたものでございます。

法令を遵守すべき行政といたしましては、大変申し訳なく思っており、町民並びに議会議員の皆様

深くおわび申し上げます。

今後の対策といたしまして、職員の意識強化を図るとともにチェック体制の方策を講じ、再発防止に取り組んでまいるのはもちろんのこと、法令遵守の徹底に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第68号「財産の取得について(学校給食センター空調設備)(追認)」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「財産の取得について(スチームコンベクションオーブン)(追認)」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「財産の取得について(学校給食用冷蔵庫・冷凍庫)(追認)」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「財産の取得について(学校給食用食器)(追認)」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 追加日程第5、議案第72号「財産の取得について(LED防犯灯)(追認)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第72号「財産の取得について」、御説明いたします。

本案件は、財産の取得に係るものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の財産について、議会の議決を経て取得すべきところ、この手順を経ずに買入れを行っていたことから、追認の議決をいただきたく提案するものでございます。

取得しようとする財産の種別及び数量は、LED防犯灯一式で、取得価格は4,000万7,520円、契約の相手方は宇都宮市のリコーリース株式会社関東支社及び那須塩原市の株式会社ゼニス、契約日は平成29年12月11日の賃貸借契約でございます。

本物件は、賃貸借期間終了後の令和10年3月1日に無償譲渡により取得予定であるため、追認の議決をいただくものでございます。

今回の案件は、議決対象の財産と認識していなかったほか、確認を失念していたこと、チェック体制が機能していなかったことが原因で起きたものでございます。

法令を遵守すべき行政といたしましては、大変申し訳なく思っており、町民並びに議会議員の皆様には深くおわび申し上げます。

今後の対策といたしまして、職員の意識強化を図るとともにチェック体制の方策を講じ、再発防止に取り組んでまいるのはもちろんのこと、法令遵守の徹底に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私、先ほどのときと同じ質問になってしまいますが、誰も責任を取らないということでは法令遵守ということにはならないかと思います。同僚議員が聞いたとおり、これを決裁するまでには8人も9人も人間が関わり合って、最終的に判こを押してきたんだと思うんですが、それで法令遵守を守れなかったということは、行政としてあるまじき行為だと思いますので、そのところを善処していただきたく、文面か何かをこの場で発行していただかないと、私は納得しないと思っておる1人でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の質問にお答えいたします。

今回の事案を招いたことは本当に申し訳なくて、心よりおわび申し上げます。

特に今回の事案で私もうっかりしていたというのは、法文上の中身がですね、動産の買入れというような法令の規定がございまして、どうしても、消耗品的なもの、あるいはリースで最終的に無償で譲渡を受けるようなものについては、そういったものに、そもそも私自身も該当するというような理解ができていなかったというところがございます。今後はそういったところもですね、周知を徹底いたしまして、このようなことが二度と起こることのないよう努めてまいりたいと思います。

また、もう一つは、そういった記憶だけに頼ってですね、議案の提出をするしないという決定をするのがシステム的にいかななものだったのかというのがございますので、もうちょっとシステムチックに

ですね、議案の提出漏れというようなことが、事例が起こらないような仕組みをですね、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 他、質疑はございませんか。10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 今回議案になったものはですね、リース物件ですから、リース物件ということはもう毎月払っているお金ですから、お金はもう発生しないんですよね。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【和田裕二君】 御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、今後一切、お金は発生はいたしません。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 大変よく分かりました。

○議長【稲川 洋君】 答弁はよろしいですか。

○10番【津野田重一君】 はい、結構です。

○議長【稲川 洋君】 他、質疑はございますか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 一番古いので平成27年というふうな契約日があるんですけども、それ以前の部分についてはどうだったんですか。調査はしたんですか。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【和田裕二君】 手元に残っている資料で確認できるものは全て御提出させていただきました。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 先ほども全員協議会のときに話をさせてもらいましたけども、町の仕事というのは全てと言っていいほど、条例、要綱、規則に基づいてやっているということ。一つ一つの決裁、一つの仕事をやるべきときに、これは、根拠は何が、どこの条例が、どこの要綱が、どこの規則がということ、一人一人決裁を回されたときには、これらを確認しながらやっていくということが必要だと思います。今後こういうことがないように、先ほども言いましたような、町全体でこういったことを認識して、職員全員が認識して、今後の仕事に携わってもらいたいというふうにお願いします。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他、質疑はございますか。6番、篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今回のリース契約というのが、所有権移転がついているリース契約だと思うんですけど、最終的にリースの契約が終わると無償譲渡ということで所有権が移るんだと思うんですけど、さっき全員協議会のときに、町長の答弁の中に、多分無償譲渡のときと、それからあと、安価であれ金額を払ったときとではまた違うということで、そういったところでよく理解ができていなかったというような感じの答弁があったと思うんですけど、その違いになる法的な根拠というのがあればそれを教えてもらいたいんですけど。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。副町長。



○副町長【和田裕二君】 明確な法的な根拠というよりも、条例上の書きぶりで、動産の買入れ、これに該当するかどうかというところの解釈の問題だとは思いますが、法文も同じような書き方をしています。リース契約で無償譲渡を受ける契約については、解釈上ですね、いわゆる割賦販売と同様なものというふうにみなせると。要するに、最終的には、手元にですね、譲渡を受けるという、無償で譲渡を受けるということなので、その意味合いからして、契約上はリース契約なんですけども、動産の買入れというふうに解釈し得るというような見解がなされているというようなことでございまして、仮にそれが安価であれ、最終的にですね、幾ら幾らで買入れると、その金額が700万円を超えていけば、それは当然買入れで動産の買入れということになりますけども、それを超えないようなものであればですね、いわゆる通常のリース契約という形で、議会の議決は不要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、例えばなんですけど、今のお話だと、無償譲渡、最終的に無償譲渡であれば、割賦販売ということで、四千何がしというのを分割で支払ってきたということになるのかなという認識になっちゃうんですけど、安価で、最終的にリースが終わって、今、答弁にあったように、例えば700万円以下、じゃ、500万円とかで、購入というか、最終的に購入した場合には、4,000万円というリース料は全く無視して、500万円で購入したということになるから、今回のような対象にはならないというような認識でよろしいんですか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 これはあくまでも法解釈の問題なんですけども、ですから、その部分は、一般的なリース契約であれば、動産の買入れというような法令上の文言には該当しないというふうに認識しておりますので、最終的な処分の方法が再リースというような形になる場合もあったりですね、それについては特に取決めもしないような場合もあったりですね、そのときにまた再度決めるというような方法もありますし、今回のような事例については、最初の段階で無償で譲渡を受けるというような文言が入っていたと。ですから、最初の段階で、全体の動産をですね、リースをして、最終的に無償譲渡を受けるということになりますと、それが、形上はリースとはいえ、割賦販売的な意味合いに取られる可能性があるということで議決に付したということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 通常のリースであれば、自分でもリースって使っているんで、例えばコピー機とかだと、リース契約終了後って再リースとかして、1カ月分とかのリース料を払ってまた1年間リースを続けるとかというのがよくありがちなリース契約かなと思うんですけど、今回の場合であると、所有権移転が最終的に無償譲渡でされるというような契約だったということですよ。その場合って、無償譲渡であれば、先ほどからおっしゃっているように割賦販売と同義というふうに考えていいのかわかあれですけど、その場合には、結局はこういった議会に付さなければいけなかったところだと思うんですよ、先ほどから答弁を聞いていると。そこでこうやってリース契約のやつが抜けてしまったということは、担当の方も含めて皆さんに、そういった知識というか、そういったものがなかったのか、

それともあった中で見逃していたのかって、最終的にはどちらが結論になるんですか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 通常のリースの場合であればですね、所有権が当然移転してこないのが議決案件というふうには認識はしていないわけでございますので、私も含めて、ほとんどの職員、誰も気がつかなかったということです。それについては、今回のような事例についてはですね、議決案件になるものというふうにはちょっと認識はしていなかったというようなことで御理解いただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。

9番、勝山修輔君は先ほど言いましたよね。質問しましたよね、この件に関して。

○9番【勝山修輔君】 前の。

○議長【稲川 洋君】 前は終わっています、これは。

○9番【勝山修輔君】 今度のことで。

○議長【稲川 洋君】 今度のことも先ほど1回していますよね。

○9番【勝山修輔君】 しています。

○議長【稲川 洋君】 ですから、それはなしにしてください。一度やって、質疑はありませんかというときに再質問しなかったですから。

○9番【勝山修輔君】 再質問と違う案件ですが。

○議長【稲川 洋君】 いや、これは、今言っている議案第72号に関しての質問ですよ、今言っているのは。それは1回していますよね。

○9番【勝山修輔君】 していませんよ。

○議長【稲川 洋君】 しています、1度。こっちの記録にありますから。

○9番【勝山修輔君】 前のことでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 それは前もやってみえるかもしれませんが、今回についてはしていますので。

○9番【勝山修輔君】 それは一つ一つ、案件、出てくるんじゃないんですか。

○議長【稲川 洋君】 出てきますよ。

○9番【勝山修輔君】 三つ一緒にやったやつはしています。案件一つずつ……。

○議長【稲川 洋君】 一つやって、一番最初にやっています。

○9番【勝山修輔君】 やっていますか。

○議長【稲川 洋君】 はい。

○9番【勝山修輔君】 これ、七十幾つはやっていませんが。

○議長【稲川 洋君】 議案第72号はやっているからやっているって言っているんです。

○9番【勝山修輔君】 LEDはやっていないでしょう。

○議長【稲川 洋君】 いや、やっているんです、ですから。それで、私が、その質問が終わってから「他に質疑はありませんか」って言ったときに手を挙げなかったから、「それは無効ですよ」って言っているんです。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は反対討論をいたします。

○議長【稲川 洋君】 前に出てやってください。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は反対討論をしたいと思います。なぜだというならば、法令を遵守していくのが行政\*\*\*です。\*\*\*\*\*何を根拠にして行政をつかさどるか、私には理解できないのです。ましてや今の副町長の答弁では、リースと割賦販売の違いだということをおっしゃっていますが、割賦販売は、何回払ったらそれはあなたのものになりますよというのが私の認識では割賦販売だと思います。リース契約というのは、一旦払い終わって、払い終わったら相手側のものだというのがリース契約だというふうに認識しております。その認識は、最終的にリース契約が終われば買い取るとか返すとかということになるので、今の答弁とはちょっと違うんじゃないかと、そういう認識の曖昧さがこういう問題を起こして、全部で8件も9件も物事が出てくるものだと思っておりません。

条例とか法令とかというのを守るために条例をつくったりしているんじゃないんですか、あなた方は。つくっている人が違反をしていて、じゃ、誰が、つくるんですかということをも根本的に考えてみたらどうですか。それじゃ町民を\*\*していることにならざるを得ないでしょう。ですから、私は今、法令を遵守することがあなたたちの使命ですと、その使命をないがしろにすることは反対討論としてあからさまにしたいと思って今日は立ちました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 次に、原案に賛成の方の討論発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第72号「財産の取得について(LED防犯灯)(追認)」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 追加日程第6、議案第73号「財産の取得について(小学校教師用教科書・指導書)(追認)」から、追加日程第9、議案第76号「財産の取得について(小学校教師用指導書)(追認)」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第73号から議案第76号までの「財産の取得に

ついて」を一括して御説明いたします。

これらの案件は、財産の取得に係るものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、この手順を経ずに買入れを行っていたことから、それぞれ追認の議決をいただきたく提案するものでございます。

まず、議案第73号「財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書）（追認）」の取得しようとする財産の種別及び数量は、小学校教師用教科書・指導書一式で、取得価格は738万1,828円、契約の相手方は上三川町の以文堂菅沼書店で、契約日は平成27年4月1日でございます。

次に、議案第74号「財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書）（追認）」の取得しようとする財産の種別及び数量は、小学校教師用教科書・指導書一式で、取得価格は1,769万2,697円、契約の相手方は上三川町の以文堂菅沼書店で、契約日は令和2年4月1日でございます。

次に、議案第75号「財産の取得について（中学校教師用教科書・指導書）（追認）」の取得しようとする財産の種別及び数量は、中学校教師用教科書・指導書一式で、取得価格は827万349円、契約の相手方は上三川町の以文堂菅沼書店で、契約日は令和3年4月2日でございます。

次に、議案第76号「財産の取得について（小学校教師用指導書）（追認）」の取得しようとする財産の種別及び数量は、小学校教師用指導書一式で、取得価格は2,596万2,530円、契約の相手方は上三川町の以文堂菅沼書店で、契約日は令和6年4月1日でございます。

今回の事案は、議決対象の財産と認識していなかったほか、確認を失念していたこと、チェック体制が機能していなかったことが原因で起きたものでございます。

法令を遵守すべき行政といたしましては、大変申し訳なく思っており、町民並びに議会議員の皆様には深くおわび申し上げます。

今後の対策といたしまして、職員の意識強化を図るとともにチェック体制の方策を講じ、再発防止に取り組んでまいるのはもちろんのこと、法令遵守の徹底に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 今回ですね、この問題は、本町だけではなくていろんなところで新聞に載っていましたが、宇都宮市はですね、記録が残る24年度までの5年分を調査して、合計9件確認されたというふうに載っているんですけども、本町においては過去の事例を調査したのでしょうか。そして、もし調査しましたら、何件あったか、分かる範囲で結構ですので教えてください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 教科書関係につきましては、記録が残っている平成24年ですか、伝票が保存してあります期間については調べましたが、該当はこの4件でございました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 今回のこの4件だけだったということでよろしいですか。そういうことですね。佐藤栄一市長もやはり、それに対しておわびをしますみたいなお話で、今後いろいろ調整していきますというようなお話だったので、それは私もこの町としてもそのようにやっていただければいいなと思います。

やっぱり人というのは、間違っただけや失敗もありますので、それを起点として、また、よりよい町政を行っていただきたいなと願っている1人でありますので、今後このようなことがないようにお願いしたいと思ひまして質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 当然、当時議会にかかれれば質問があったかと思うんですけども、教科書購入の業者選定というのはどのようにやっているんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の質問にお答えいたします。

本契約については随意契約でございまして、教師用の指導書、教科書については、県内にございます栃木県教科書供給所というところ1者のみが取り扱っており、購入については、教科書の取次店というところからしか買えないようになっておりまして、取次店は本町においては菅沼書店のみとなっております。

また、販売が定価での販売というふうになっていることですので、契約に当たって入札は実施しておらず、随意契約となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他、質疑はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、同僚議員が「もうありませんね」と言って、教科書の買っている形というのは、今から、随分前からこのようになっているというふうには書いてありますが、もしですよ、調べた以上はないということなのか、それ以前にあったということなのか、もしあったとしたら、それはどういうふうにご責任を取るのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 現在調べた中ではこれ以上なかったということしか今のところは分かりませんので、その昔これがあったかどうかということについては言及できません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、あるかないか分からないうちにこれ以上はないですよという言葉は、ちょっと僭越じゃないかと思うんですよ。その気になって調べれば、書面がなくても方法はあると思うんですよ。もし出てきたときはどうしますかって聞いているんだから、「精査します」ということで、「調べてみます」とか、言い方はあるんじゃないの。私はこの事例が、新聞社のものを聞いている範囲内では、相当前からこれは随意契約でなってきたよと言っているんですよ。この5年間や4年間の話をしているんじゃないんですよ。教科書はどこかで選んでくれました。それを買うのは本屋さんから買うからこういうことになっているわけで、それが一括でできないからそうなっているの、もし、逆

にだよ、本屋さんのほうで調べてくれて分かったときはどうしますか。また法令違反が出てくるんじゃないんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ちょっと仮定の話には難しいところなんです、精査できるものは全て精査したということで、それを私どもとしては今回議会として上げたものでございます。ですから、私どもとして資料がございませんので、それ以上調べるということができないということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第73号「財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「財産の取得について（中学校教師用教科書・指導書）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「財産の取得について（小学校教師用指導書）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第3、常任委員会視察研修結果報告についてを議題といたします。

これより常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。4番、総務文教常任委員会委員長、田崎幸夫君。

(4番・総務文教常任委員長 田崎幸夫君 登壇)

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 総務文教常任委員会は、7月16日、17日の2日間で、

岩手県紫波郡紫波町、矢巾町を訪問し、便利なデジタルサービス、ナビゲートアプリについて視察研修をしてまいりました。

1日目の紫波町は、岩手県のほぼ中央に位置し、人口3万2,760人、古くから物流拠点としてにぎわい、周辺の農村と共に繁栄してきた歴史的な町であります。公民連携によるまちづくりとして、平成24年6月に、官民複合施設オガールプラザがオープンし、エリア内には、町役場、図書館、地域交流センターなどの公共施設や、産直マルシェ、病院、飲食店などの民間施設があります。また、バレーボールなどの専用施設もあり、海外のナショナルチームも利用しているようです。このオガールプラザには、年間100万人の来街者があるとのことでした。

公式アプリ「しわなび」は、町の政策・課題として行政サービスのデジタル化が取り上げられ、令和2年12月に民間会社と「紫波町における地域のデジタル推進に関する包括連携協定」の締結を行い、デジタルPFI構想を目指し、全国に先駆けて実現しています。令和3年9月に、デジタルサービスを集約した玄関口として、紫波町公式アプリ「しわなび」が配信スタートし、町からの防災情報、町民支援情報、熊の出没情報など、町民が効率よく情報を集められるようになったとのことでした。配信スタートの2カ月後には、地域住民のデジタル格差の解消を目的に、高齢者向けの説明会を行ったようです。

現在、アプリのサービスは4点あります。

1点目は、紫波町周辺を散歩するとポイントが貯まる健康活動サポート、貯めたポイントに応じて抽選で、商品やサービスが当たる特典「よりみちしわ」。

2点目は、令和2年4月から、平日はもちろんのこと、土日祝日運行しているデマンド型乗合バス「しわまる号」が、ウェブ予約ページから現在地と目的地を設定して予約可能な「しわまる号」。

3点目は、本町のベリーカードと同様のポイントカード「平太くんカード」があり、アプリがあればいつでもポイントを貯めることができる「ポイントカード連携」。このサービスは、地元店舗の利用促進にもなっており、特に高齢者の方の利用が多いとのことでした。

4点目は、町からのイベント告知や緊急情報を見逃さないように、これらの情報を画面にポップアップする機能「プッシュ通知」です。

本年10月からは、デジタルDXとして、LINEを活用した情報発信の運用を行うことで、今後更なる機能の充実が図られるようです。

2日目の矢巾町は、人口2万7,122人の、盛岡市の10キロ地点に位置し、県央の穀倉地帯で、過疎化が深刻な岩手県において、滝沢市、北上市と共に人口増加が進む町で、人口密度は岩手県下一です。

公式アプリ「やはナビ」は、令和3年からスーパーアプリに関する機能の検討、令和4年度に機能の絞り込みと並行してホームページの記事の更新に向けた準備及び仕様策定業務、デジタル田園都市国家構想交付金申請、令和5年度に交付金が決定し、アプリの仕様詳細の策定・設定作業、ホームページの過去記事の更新作業、アプリ及びホームページ運用開始の検討スケジュールを策定したとのことでした。

「やはナビ」の総事業費は、アプリ導入費5,059万8,950円、ホームページ更新費3,038万8,000円、運用費165万円で、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、総事業費の2分の1、4,131万8,475円の計画でスタートしたとのことでした。

「やはナビ」は、町からの情報が届いたり、ライフイベントに応じた手続を調べることができるほか、ごみ処理カレンダーや、公民館など施設の予約、雪国であることから冬季の道路の損傷が激しく、春先には走行中にパンク被害で損害賠償事案が多いことがあり、損傷箇所を写真に撮って通報できる機能、妊娠から出産、育児までをフルサポートする母子手帳の機能、転出届・転居届・住民票の写し等の交付申請などオンラインで作成できる手続案内機能などが充実していました。現在の課題として、周知啓発が重要と捉え、ユーザー数を増やすことであるとのことでした。

紫波町、矢巾町ともに、官民が一体となって価値と改革を生み出している熱い町であると感じ、2日間の研修を終了することができました。

以上、視察研修結果報告といたします。

令和6年9月24日、総務文教常任委員長、田崎幸夫。

○議長【稲川 洋君】 これで常任委員会視察研修結果報告を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和6年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月6日から9月24日までの19日間にわたり開会され、この間、報告事項や条例関係、補正予算、決算認定、追認関係など、34案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決、決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。



可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、9月6日から本日までの19日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要案件につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

更に、追認議案の件につきましては、執行部はもとより、町のチェック機関としての議会の役割を改めて感じさせられる事態でもあります。議員自らが勉強に精進され、チェック機関としての本旨を償えるようお願い申し上げて、厚くお礼に代えさせていただきます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、令和6年第4回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前11時18分 閉会